

令和5年度 株式会社ポケモンとの連携による県内周遊促進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

当該業務は、株式会社ポケモンが地域と連携して、その地域の魅力を国内外に発信する「ポケモンローカル Acts」(※)の取組を活用して、三重県内の観光地の周遊や宿泊を促進する取組を実施するとともに、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用したプロモーション活動を行うことを目的とします。

(※)地域それぞれの「推しポケモン」(三重県は「ミジュマル」)が、各地の魅力を国内外に発信する活動(Acts)を行っています。この取組により多くの人が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指しています。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度 株式会社ポケモンとの連携による三重県内周遊促進事業

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

(3) 委託業務の内容

「ポケモンローカル Acts」の取組を活用して、以下の業務を行うこと。

ア 三重県内(以下、県内とします。)の観光地や観光関連施設を、広く周遊する取組を企画及び実施すること。なお、原則県内29市町全てを周遊することとする。又、本取組を更に効果的に促進できるようWEBによる情報発信を実施すること。

イ みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用したプロモーション活動として、「みえ観光の産業化推進委員会」(以下、委員会とする。)が、予定している着ぐるみを活用したイベントを3回実施・運営すること。又、委員会が予定しているイベント以外に、県内で有益なプロモーション活動が行えるイベントを企画・提案し、最低1回以上実施すること。

ウ 本事業の認知度向上を図るため、委員会が保有するSNSアカウントのフォロワーを増やすことのできる情報発信を最低3回以上行うこと。又、みえ応援ポケモン「ミジュマル」のご当地コラボ商品について、当該商品の販売促進につながるようなイベントを企画し、県内で実施すること。

(4) 納品物

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)

※業務の履行状況が明確に確認できるよう写真を用いること

イ 委託業務内で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(5) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局
(三重県観光部観光誘客推進課内)

(6) 納入期限

令和6年3月22日(金)

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ みえ観光の産業化推進委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、みえ観光の産業化推進委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・ 本事業は株式会社ポケモンと秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められています。業務上必要な場合を除いて、絶対に外部に知られることのないようにしてください。なお、業務上必要な場合は、事前に委員会に協議してください。
- ・ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 本契約により発生した物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委員会に譲渡されるものとする。又、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を

行使しないものとする。

- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委員会の検査後に支払うものとしします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとしします。
- ・ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委員会に報告し、委員会の指示に従ってください。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条に罰則があるので留意してください。
- ・ 委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとしします。
- ・ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・ 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・ 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委員会と協議して実施するものとしします。